

1 ための措置を講じる。

2 ○ 根拠に基づく医療（EBM）については、引き続き、学会等が作成したE
3 BM指向の診療ガイドライン等の情報提供サービス（財団法人日本医療機能
4 評価機構のMINDS事業）の充実等により、医療の質の向上を図り、患者
5 が主体的に医療に参加する環境の整備を図るため、その普及を図っていくこ
6 とが必要である。

7 ○ インフォームドコンセント、セカンドオピニオンなどの考え方が普及、定
8 着していく中、患者本位の医療提供が図られるようにするため、医療安全支
9 援センターの活用を含め、患者が提供される情報をよく理解し、主体的に考
10 えて自己決定できるよう支援できる環境整備の具体的な検討が必要である。

11 また、医療従事者の資質の向上の一環として、養成や研修の課程において、
12 インフォームドコンセント等についての理解を深め、また、効果的なコミュ
13 ニケーション能力等を身につけることができるような対応を検討するべきで
14 ある。

15 16 17 3. 医療安全対策の総合的推進

18
19 ○ 医療は、患者と医療従事者の信頼関係、ひいては医療に対する信頼の下で、
20 患者の救命や健康回復が最優先で行われるべきものである。平成14年4月
21 にまとめられた「医療安全推進総合対策」は、この基本理念に基づき、医療
22 事故の未然防止のための提言を行い、関係者において取組が行われてきた。

23 しかし、未だ十分な医療安全体制が確立されておらず、一層の取組が求め
24 られるところであり、「医療安全推進総合対策」の考え方を尊重しつつも、
25 それに加えて「医療の質の向上」という観点を一層重視し、施策を充実して
26 いくことが求められる。

27 ○ 医療の質の向上を実現していくためには、これまでの医療機関、医療従事
28 者による取組だけでなく、患者、国民の主体的参加を促進することが重要で
29 ある。このような認識の下、医療に関する情報を国民、患者と共有し、国民、
30 患者が医療に積極的に参加することを通して、医療の質の向上を図り、医療
31 安全を一層推進していく必要がある。

32 ○ 患者の安全を最優先に考え、その実現を目指す「安全文化」が醸成される
33 ことを通じて、安全な医療の提供と、患者、国民から信頼される医療の実現
34 を目指していくため、以下に掲げる具体的施策に取り組む。